

特別償却の付表（九）の記載の仕方

1 この付表（九）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の12の4第1項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の15の5第1項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定経営力向上設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 この付表（九）は、まず、(19)欄から(29)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(18)欄までの各欄を記載します。

3 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の12の4第1項又は第68条の15の5第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

4 「事業の種類2」には、特定経営力向上設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「特定経営力向上設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定経営力向上設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定経営力向上設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「取得価額9」には、特定経営力向上設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定経営力向上設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける

場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産にあつては、その区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 機械及び装置…1台又は1基の取得価額が160万円未満のもの

(2) 工具、器具及び備品…1台又は1基の取得価額が30万円未満のもの

(3) 建物附属設備…一の建物附属設備の取得価額が60万円未満のもの

(4) ソフトウェア…一のソフトウェアの取得価額が70万円未満のもの

7 「普通償却限度額10」には、事業の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定経営力向上設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「中小企業等経営強化法第19条第1項の認定を受けた年月日13」には、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第19条第1項に規定する経営力向上計画について認定を受けた年月日を記載します。

なお、同項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」といいます。）の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しの添付が必要となりますので注意してください。

(2) 「経営力向上設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項14」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が中小企業等経営強化法第19条第3項に規定する経営力向上設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載します。

なお、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第1号の設備（生産性向上設備）に該当することにつ

いて、工業会等が発行する証明書を経営力向上計画の申請書に添付することとされています。この証明書は、工業会等が任意に発行しているものですが、本制度の適用を受けられる設備かどうかの参考となりますので、本欄に証明書の発行を受けた旨を記載するとともに、経営力向上計画の写しと併せてその写しを添付してください。

- (3) 「中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号の設備に該当する旨の確認を受けた年月日15」には、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号に規定する設備（収益力強化設備）に該当することについて、その投資計画につき、同号の規定による経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた年月日を記載します。この確認を受けた投資計画に記載されていない設備については、同号に規定する経営力向上設備等に該当しませんので注意してください。

- (4) 「中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号の設備に該当する旨の確認書の番号16」には、(3)の確認の際に交付された確認書の番号を記載します。

なお、この確認書の交付を受けた場合には、その写しを添付してください。

- (5) 「主として電気の販売を行うために取得等をする発電設備等であるかの判定17」には、平成31年4月1日以後に受ける認定又は認定の変更のうち、同日以後に申請がされる経営力向上計画に記載された発電設備等で、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第1号の表及び第2号並びに平成31年経済産業省告示第85号に規定する主として電気の販売を行うために取得等をする発電設備等に該当するかについて、経営力向上計画に記載された実施時期のうちその発電設備等により発電される電気の販売を行うことが見込まれる期間において、その発電設備等により発電されることが見込まれる電気量のうち販売を行うことが見込まれる電気量の割合が50%を超える場合には「該当」を、50%以下の場合には「非該当」を、それぞれ○で囲みます。「該当」の場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

- (6) 「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無18」には、特定経営力向上設備が措置法令第27条の12の4第1項（又は第39条の46第1項）に規定するソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているも

のについて、その評価及び認証の有無を記載します。

- 10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合22」が50%以上となる場合又は「保有割合24」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第42条の12の4第1項又は第68条の15の5第1項の規定の適用はありませんので、注意してください。

- (2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額19」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合22」及び「保有割合24」の各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

- (3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細25～28」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

（注）大規模法人とは、次のイからハまでの法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。）をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

- (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

- (4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度分にあつては、その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、この制度を受けることができませんので、注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があつた場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があつた場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び措置法令第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があつた場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があつた場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

- (5) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。